

第二次 美祢市立小・中学校 適正規模・適正配置基本方針

令和2年(2020年)3月

美祢市教育委員会

はじめに

少子高齢化により地域社会が大きく変わろうとする中、全ての市民が恵まれた自然環境や伝統・文化を有する本市に誇りを持ち、生涯を通して学ぶことで、多様な個性・能力を開花させ、豊かな人生を送るとともに、社会全体が発展していくことが重要です。

教育はこれらを実現させる基盤であり、第二次美祢市総合計画においても、その基本目標の1つに、『市の宝となる「ひとの育成」』を掲げています。

将来を担う子どもたちが、ふるさと美祢に誇りを持ち、豊かな心を育むとともに、悠久なる文化遺産に包まれて、人と自然または人と人とがともに生きていける教育環境の整備を進めていくことが必要です。

本市では、「ひとが育つ ひとが輝く 教育の美祢」の基本理念を継続し、豊かな自然と歴史・文化を持っている、ふるさと美祢において、学校・家庭・地域の連携のもと、自ら力を付け、21世紀を生き抜くことができる人材を育てるとともに、生涯にわたり、お互いが力強く、いきいきと輝くひとづくりを目指しています。

本市の学校は、小規模校が多くなっておりますが、小規模校の場合、児童・生徒一人ひとりに目が行き届きやすく、きめ細かな指導により、それぞれの能力を大きく引き出すことができるといった良さがある反面、友人関係の固定化や、集団の中で切磋琢磨する機会が少ないといった課題も指摘されています。

本市の小・中学校においては、小規模校のメリットを生かし、そのデメリットを解消するために、保護者や地域の方々の協力を得ながら、交流学习の充実、コミュニティスクールの推進など、様々な工夫や取組を行い、教育的成果が上るよう努めてきています。

また、学校は地域の様々なふれあいの場として活用されることが多く、地域のシンボリックな存在であり、コミュニティセンターとしての役割を有し、保護者や地域の方々と協力しながら、地域づくりの一端を担っています。

しかしながら、現状に満足することなく、より良い教育環境を整備することは、教育行政に携わる者の責務であることから、教育委員会では、平成26年2月に、「美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」（以下「第一次基本方針」。）を定めました。

その後、第一次基本方針に基づき、保護者や地域の方々と協議を重ね、小・中学校の統廃合を進めてきたことにより、第一次基本方針策定時には、小学校が20校、中学校が8校ありましたが、令和2年3月末現在、小学校が12校、中学校が6校となっています。

近年、全国的に少子化が進行する中、本市においても、年々児童・生徒数の減少が進んでおり、平成30年度の出生者数は81人と、初めて100人を割り込み、今後も更なる減少が予想されます。

教育委員会では、深刻化する人口減少や少子高齢化問題、本市の財政状況、さらには、第一次基本方針を踏まえながら、児童・生徒にとって、より良い教育環境を整えていくため、この度、「第二次美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」を定めました。

令和2年3月

美祢市教育委員会

目 次

第1章 学校の再編統合に関する現状と課題

1 適正規模・適正配置に関する基本方針策定の背景	2
(1) 第二次美祢市総合計画での方向性	2
(2) 美祢市教育振興基本計画での方向性	2
2 美祢市の小・中学校の現状	3
(1) 小・中学校数の推移	3
(2) 児童・生徒数の推移	3
(3) 学級数の推移	5
(4) 学校規模と教職員定数	8
3 児童・生徒の通学状況	9
(1) 通学の手段	9
(2) 通学の支援	9
4 第一次基本方針の評価	11
5 学校運営に係る財政支出の現状	14
(1) 教育費の規模	14
(2) 再編統合による財政的影響	14
6 美祢市が目指している教育	16
(1) 教育理念	16
(2) 美祢市の学校の特徴	17
(3) 今後の教育への取組	21
7 適正規模・適正配置に関する基本的考え方	24
(1) 適正規模に関する検討	24
(2) 適正配置に関する検討	26
8 適正規模・適正配置に関するまとめ	29
(1) 適正規模・適正配置の方向性	29
(2) 魅力と活力ある学校の創造	30

第2章 適正規模・適正配置の具体的方策

1 教育委員会の方針	32
2 再編統合の検討対象校	33
(1) 小学校の再編統合シミュレーション	34
(2) 中学校の再編統合シミュレーション	43

第3章 今後のスケジュール

1 適正規模・適正配置に対する今後の取組	48
2 再編統合の計画	48
(1) 期間と実施時期	48
(2) 基本方針の見直し	48
(3) 再編統合実施の流れ	48
3 再編統合についての留意事項	49
(1) 保護者・地域への周知	49
(2) 児童・生徒の環境変化への対応	49
(3) 地域の特性や伝統の継承等	50
(4) 学校指定用品等	50
(5) 校名等の変更	50
(6) 学校給食センター化の推進	50
(7) 閉校後の校舎・跡地利用	50
4 結び	51

【資料編】

資料 1 美祿市立小・中学校児童・生徒数の状況(令和元年5月1日推計)	1
資料 2 美祿市立小・中学校児童・生徒数の状況(令和6年5月1日推計)	2
資料 3 美祿市立小・中学校児童・生徒数と学級数の推移(令和元年～6年推計)	3
資料 4 美祿市立小・中学校配置図	5
資料 5 美祿市学校給食施設一覧表	6
資料 6 関係法令(抜粋)	7

第1章

学校の再編統合に関する現状と課題

1 適正規模・適正配置に関する基本方針策定の背景

平成26年2月に「美祢市立小・中学校適正規模適正配置基本方針」を定め、保護者や地域の方々と協議を重ね、小学校においては9校を廃止し、1校を新設するとともに、中学校においては3校を廃止し、1校を新設しました。

これにより令和2年3月末現在、小学校が12校、中学校が6校となっています。

(1) 第二次美祢市総合計画での方向性

令和2年3月に策定される「第二次美祢市総合計画」においては、「市内の小・中学校の生徒児童数は年々減少傾向にあり、今後、更なる減少が予想されます。また、学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、時代の進展に対応した魅力と活力に満ちた学校の創造と、地域の将来を担う心豊かな人づくりが求められている」ことや、「学校施設や学校給食共同調理場の老朽化対策が課題」となっており、「子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境の整備」や「安全・安心な学校給食を提供し続けるため、給食センターの建設を推進」することが記載されています。

(2) 美祢市教育振興基本計画での方向性

令和2年3月に策定する「第二次美祢市教育振興基本計画」においては、「学校教育として適正な児童・生徒数や指導カリキュラムの実施を目指し、小中一貫校、義務教育学校の設置も含め、学校のあり方を検討する」ことや「少子化が進行し学校規模が縮小する現実を踏まえ、様々な意見を参考にしながら、学校の適正規模・適正配置を進め、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備に努めます。学校は、地域コミュニティを形成する上で核となる場所でもあるため、学校の再編統合は、地域の合意形成を大切にしながら進めていく必要がある」ことが記載され、「学校の統廃合が地域の衰退につながらないように配慮するとともに、再編された学校が各地域の特性や伝統を継承しつつ、新たな地域の核としての役割を担う施設となるよう学校運営の改善を図る」こととしています。

2 美祢市の小・中学校の現状

(1) 小・中学校数の推移

平成20年3月の新市発足により、新美祢市は472.71km²を有することとなりましたが、この広い面積の中に、合併時には、小学校22校と中学校8校が点在していました。

その後、小・中学校のいずれも統廃合が進み、令和元年5月時点では、小学校12校、中学校6校となっています。

本市の小・中学校では児童・生徒数の減少により、過小規模校・小規模校（以下「小規模校」という。）が多く、小学校においては、12校中5校（約42%）で、いずれかの学年で複式学級が編成されており、6校（50%）で1学年1学級となっています。また、中学校においては、6校中5校（約83%）が1学年1学級となっています。

【合併後の学校数の推移】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	22	22	22	21	20	17	17	17	15	14	12
中学校	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	6
合計	30	30	30	29	28	25	25	24	22	21	18

※各年度5月1日現在

(2) 児童・生徒数の推移

本市の児童・生徒数は、令和元年5月1日現在、小学校957人、中学校509人となっています。

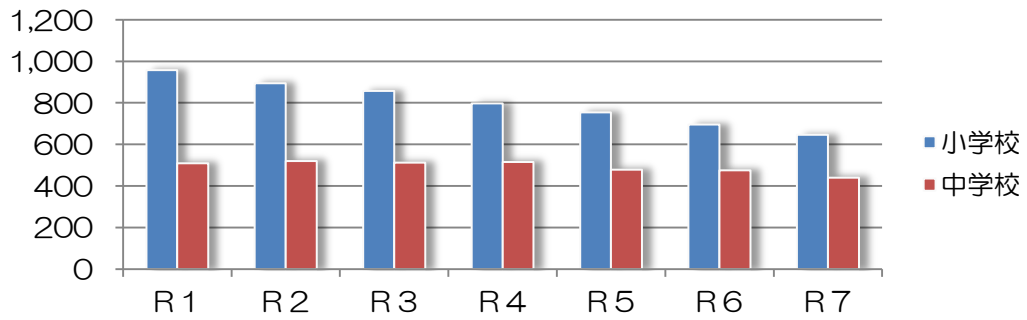
6年後の令和7年における推計では、小学校の児童数は646人となり、311人減少（△32.5%）するものと予測されます。地域別では、美祢地域で180人減（△29.0%）と、大幅に減少する見込となっています。また、美東地域では、105人減（△50%）と半減する見込となっています。一方、秋芳地域では、26人減（△20.5%）と、他地域に比べると緩やかな減少となる見込みです。

中学校の生徒数は、6年後の令和7年は441人と予測され、68人減（△13.4%）になると見込まれます。

地域別では、美祢地域で68人減（△19.1%）となっています。一方、美東地域では、3人増（+3.4%）と増加の見込みとなっていますが、推計では、令和4年度をピークに減少傾向にあり、令和7年以降も減少傾向は続く見込となっています。また、秋芳地域では3人減（△4.7%）であり、減少傾向にはあるものの比較的穏やかな減少が続く見込となっています。

今後の美祢市の児童・生徒数は、小・中学校とも、長期的には確実に減少していくことが見込まれます。

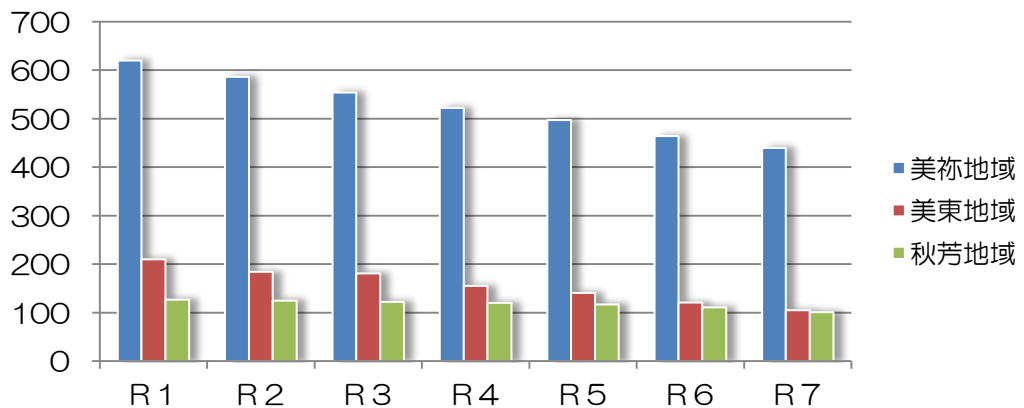
【年度別 児童生徒数の見込】（単位：人）



年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7-R1
小学校	957	895	857	797	755	696	646	△311
中学校	509	521	512	516	479	476	441	△68
合計	1,466	1,416	1,369	1,313	1,234	1,172	1,087	△379

※住民基本台帳による推計（令和元年5月1日現在に基づく推計）

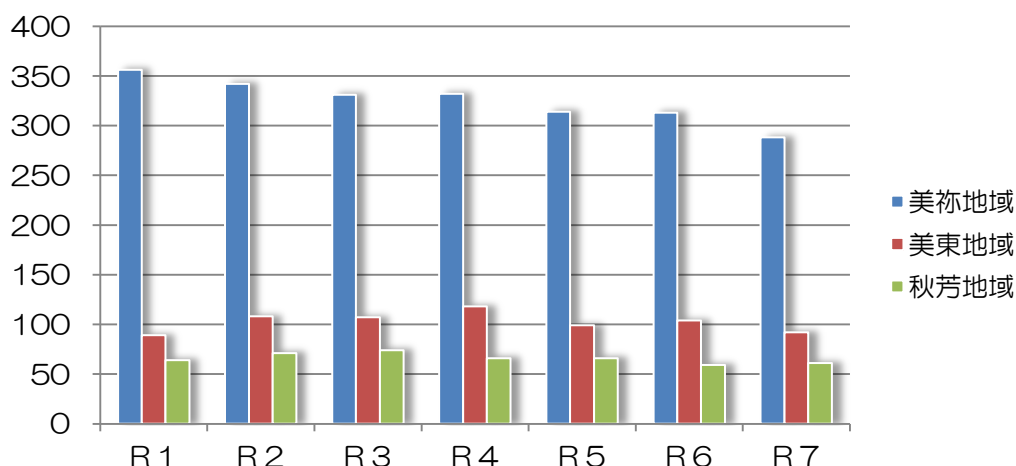
【地域別・年度別 小学校児童数の見込】（単位：人）



年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7-R1
美祢	620	586	554	522	497	464	440	△180
美東	210	184	181	155	141	121	105	△105
秋芳	127	125	122	120	117	111	101	△26
合計	957	895	857	797	755	696	646	△311

※住民基本台帳による推計（令和元年5月1日現在に基づく推計）

【地域別・年度別 中学校生徒数の見込】（単位：人）



年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R7-R1
美祢	356	342	331	332	314	313	288	△68
美東	89	108	107	118	99	104	92	3
秋芳	64	71	74	66	66	59	61	△3
合計	509	521	512	516	479	476	441	△68

※住民基本台帳による推計（令和元年5月1日現在に基づく推計）

(3) 学級数の推移

美祢市の小・中学校の学級数（特別支援学級を含まない）の推移をみると、令和元年12月において、小学校12校の学級数は66学級であり、6年後の令和7年では、全体では5校で8学級減少する見込みです。

中学校6校の学級数は、令和元年で21学級ありますが、令和7年には、1学級が減少し、20学級となる見込みです。

このように、小・中学校ともに小規模校化が進行することが予測されます。

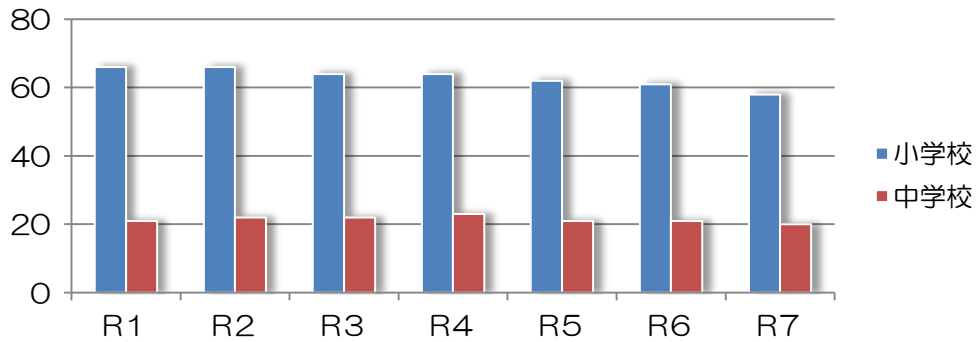
また、小学校では、児童数の減少とともに将来的に複式学級が増加していくものと思われます。

中学校では、現状では複式学級を有する学校はありませんが、大嶺中学校以外は1学年1学級であり、美東中学校において、今後、一時的に複数学級になるものの、令和7年には1学年1学級となる見込です。さらに、於福中学校においては、複式学級となる可能性も危惧されます。

1学年に2学級以上なければクラス替えができないため、児童・生徒は入学から卒業まで同一クラスで過ごすこととなりますので、人間関係が固定化しやすいことや、男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性があります。

学級数の減少は、児童・生徒数の減少ほど大きくありませんが、1学級あたりの児童・生徒数が減少し、学級の規模が年々小さくなっているといえます。

【年度別 小中学校学級数の見込】（単位：学級）

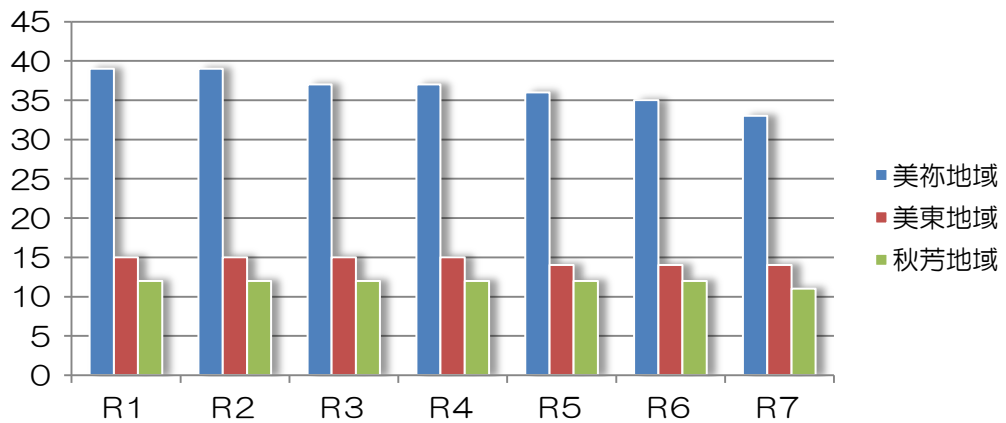


年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7-R1
小学校	66	66	64	64	62	61	58	△8
中学校	21	22	22	23	21	21	20	△1
合計	87	88	86	87	83	82	78	△9

※特別支援教室は含まない（以下同じ。）。

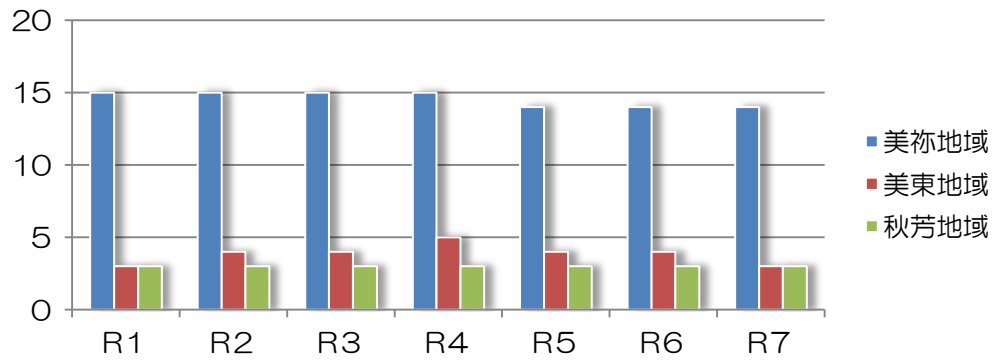
※将来推計は現在の学校数を前提としたものである（以下同じ。）。

【地域別・年度別 小学校学級数の見込】（単位：学級）



年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7-R1
美祢	39	39	37	37	36	35	33	△6
美東	15	15	15	15	14	14	14	△1
秋芳	12	12	12	12	12	12	11	△1
合計	66	66	64	64	62	61	58	△8

【地域別・年度別 中学校学級数の見込】（単位：学級）



年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R7-R1
美祢	15	15	15	15	14	14	14	△1
美東	3	4	4	5	4	4	3	0
秋芳	3	3	3	3	3	3	3	0
合計	21	22	22	23	21	21	20	△1

(4) 学校規模と教職員定数

教職員の定数については、学級規模が6学級の場合、教諭（教頭を含む）7名と別に1名が加算され、計8名が配置されることとなります。

複式学級を含む5学級になると、教諭1名が減員となり、学級担任5名の配置になることから、専科指導が困難になったり、代替要員を確保することが難しくなったりすることが考えられます。

また、複式学級の担任は、2学年分の教材の準備や教材研究をする時間等が増加するなど負担増となります。

さらに、学校全体で2学級以下になった場合は、教頭、事務職員、養護教諭が配置されないことも危惧され、当該学校に配置された教職員の個々の負担は増加することとなり、学校運営のみにとどまらず、子どもたちへの教育に支障をきたすことが懸念されます。

加えて、県費負担で配置されなくなった事務職員、学級支援補助教員については、市費で臨時職員を配置する必要性も生じてくるため、市の財政負担にも影響を及ぼすこととなります。

なお、学校の再編統合の結果、学校単位では一定の教職員数が確保されることとなりますが、美祢市の場合、市全体の教職員数が、大きく減少することが予測されます。市内から閉校になる学校分の教職員がほぼいなくなることも想定されます。

県費負担教職員である教職員数（教職員の人件費は国が1/3、県が2/3負担）の減少は、市内の雇用喪失と人口減を招くとともに、地域活性化の一端を担う学校が閉校となることで、地域の衰退も懸念されます。

しかしながら、学校の再編整備は、第一に子どもたちの教育にとって望ましい環境整備を行うためのものであり、再編統合を進めることで、1校あたりで見ると、一定規模の教職員数が確保されることになり、教員の指導力や学校の組織力の強化など、学校教育の質の向上につながることを期待されます。

3 児童・生徒の通学状況

(1) 通学の手段

本市で遠距離通学の児童・生徒が多いのは、山間部を中心に集落が点在していることに加え、第一次基本方針に基づいた学校の再編統合を進めてきたことが要因として挙げられます。

通学手段については、美祢地域の小学校では徒歩や路線バスを利用して通学していますが、美東地域・秋芳地域では、ほとんどの児童が徒歩通学をしている状況です。

また、中学校では徒歩、自転車、路線バスによる通学が主な通学手段となっていますが、美祢地域、秋芳地域の生徒は自転車通学が多く、美東地域の生徒は路線バスの利用が中心となっています。

なお、学校が統合したことで、遠距離通学となり、公共交通機関を利用できない地域の児童については、スクールバスやスクールタクシーで送迎を行っています。

(2) 通学の支援

本市では、これまで「美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例」（以下「旧条例」という。）に基づいて、就学援助による通学費受給者及びスクールバス等を除いて、小学校は概ね片道4kmを超える児童、中学校においては6kmを超える生徒を対象に通学費を保護者に補助してきました。

しかし、旧条例は、合併前の旧市町で実施していた支援制度に基づき、地域別の支援となっていたことで地域間格差が生じるとともに、制度創設時の状況とは異なる環境となっていることなど、新たな統一した支援制度が必要となっていました。

そのような背景から、旧条例の全部を改正し、新たに令和2年4月1日から施行する「美祢市立小中学校児童生徒に対する通学支援に関する条例」（以下「新条例」という。）を制定するとともに、「美祢市立小中学校児童生徒に対する通学支援に関する条例施行規則」や「通学困難認定基準」、「スクールバス及びスクールタクシーによる通学支援事業実施要綱」（以下「規則等」という。）、さらには、旧条例からの激変緩和措置としての「美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給要綱」などを整備しました。

新条例及び規則等では、市内統一した支援制度として、支援を行う対象者を、小学校4km、中学校6kmを超える児童生徒、統廃合の影響を受けた児童生徒、通学困難と認められる児童生徒とするとともに、支援内容については、スクールバス又はスクールタクシーによる支援、公共交通機関利用の場合の距離基準を超えた乗車運賃額の支給のほか、基準距離を超える場合において、自転車で通学する場合や自家用車等で送迎する場合における補助を行うこととしています。

また、制度改正に伴い、児童生徒の安全安心な通学を支援するため、将来的には全域スクールバス化を目指すこととし、段階的なスクールバスの導入を行うこととしています。これにより、多くの生徒が路線バスを利用している美東中学校に、令和3年度からスクールバスを3台導入することとしました。

【通学費補助の対象となっている小・中学校の状況】

【小学校】

令和元年5月1日現在（単位：人）

	児童数	対象人数	対象区域
伊佐小学校	87	9	上野・堀越・河原地区
厚保小学校	59	19	川東・山中地区、長尾、平沼田、駒ヶ坪
大嶺小学校	360	3	桃木・城原地区、日永
重安小学校	22	7	入見、河内
麦川小学校	31	3	田代地区
於福小学校	30	0	
豊田前小学校	31	1	1区、2区、9区、10区
大田小学校	114	25	赤郷・鳳鳴・桂岩地区
綾木小学校	23	0	
淳美小学校	73	2	十文字、長田団地他
秋吉小学校	70	20	本郷・下郷地区
秋芳桂花小学校	57	29	別府・嘉万・青景地区の一部

【中学校】

令和元年5月1日現在（単位：人）

	児童数	対象人数	対象区域
伊佐中学校	44	0	
厚保中学校	39	4	山中地区
大嶺中学校	255	13	豊田前・桃木地区、藤ヶ河内、吉友他
於福中学校	18	0	
美東中学校	89	51	美東地域全体（桂坂・岩波以外の大田地区を除く）
秋芳中学校	64	34	別府・嘉万・青景地区

※ 児童・生徒に対する通学費補助の対象区域は、「美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例施行規則」で定められています。

4 第一次基本方針の評価

平成26年2月に策定した第一次基本方針では、次の方針に基づき取り組んできました。

- 1 小学校においては、小規模校のよさを生かしつつ、「複式学級の解消を原則として、適正規模・適正配置を検討する」こととする。
- 2 中学校においては、一つの学年に複数の学級があることが望ましいという方向を示しつつ、「生徒にとって望ましい通学距離・通学時間と安全確保、地域のまとまり、学校の歴史等を考慮して適正規模・適正配置を検討する」こととする。

ただし、次のことに留意する。

小・中学校ともに実際に再編統合を行う場合は、保護者、地域住民の要望や意向を十分尊重して行うことを前提とする。

この方針に基づく具体的な再編統合計画及び再編統合の状況は、次のとおりとなっています。

【第一次基本方針に基づく再編統合の状況】

【小学校】

	再編統合計画		現状	
	計画策定時	計画	現状	再編年月日
美 祢 地 域	伊佐小学校	伊佐小学校	伊佐小学校	
	東厚小学校	厚保小学校	厚保小学校	H29.4.1
	川東小学校			
	厚保小学校			
	大嶺小学校	大嶺小学校	大嶺小学校	H31.4.1
	城原小学校			
	重安小学校		重安小学校	
	麦川小学校		麦川小学校	
	桃木小学校		大嶺小学校	H26.4.1
	於福小学校	於福小学校	於福小学校	
	豊田前小学校	豊田前小学校	豊田前小学校	

美東地域	赤郷小学校	大田小学校	大田小学校	H31.4.1
	大田小学校			
	綾木小学校		綾木小学校	
	淳美小学校	淳美小学校	淳美小学校	
秋芳地域	秋吉小学校	秋吉小学校	秋吉小学校	H26.4.1
	下郷小学校			
	本郷小学校			
	嘉万小学校	秋芳北部地域 統合小学校	秋芳桂花小学校	H30.4.1
	別府小学校			

【中学校】

	再編統合計画		現状	
	計画策定時	計画	現状	再編年月日
美祢地域	伊佐中学校	伊佐中学校	伊佐中学校	
	厚保中学校	大嶺中学校	厚保中学校	
	大嶺中学校		大嶺中学校	
	於福中学校		於福中学校	
	豊田前中学校		大嶺中学校	H31.4.1
美東地域	美東中学校	美東中学校	美東中学校	
秋芳地域	秋芳北中学校	秋芳地域 統合中学校	秋芳中学校	H28.4.1
	秋芳南中学校			

第一次基本方針では、再編統合計画の計画欄に記載した学校への統合について、それぞれ児童生徒数や学級数を推計し、再編統合のシミュレーションを行いました。

このシミュレーションの結果を基に、地域説明会を開催することで、小規模校の現状や課題、児童・生徒数、学級数の将来推計など、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について、保護者や地域の方々に対して説明してきました。

各地域においては、地域説明会を踏まえ、校区内の保護者、地域の方々が将来を見据えた学校教育や教育環境の在り方などについて協議され、統合の要・不要を含め、統合の方向性についてお示しいただき、協議が整った地域では統合に関する要望書を提出いただきました。

その結果、計画策定時には小学校20校、中学校8校を配置していましたが、令和元年には小学校12校、中学校6校の配置となり、再編統合の当初の目的である、複式学級対象校も減少するなど、子どもたちのよりよい学習環境の整備にあたり、一定の成果はでていと評価できます。

5 学校運営に係る財政支出の現状

(1) 教育費の規模

本市の令和元年度（平成31年度）一般会計予算の規模は、158億5,465万円であり、このうち教育費の割合は、7.5%の11億8,344万円です。

教育費のうち、小学校（12校）の運営等に係る経費（学校管理費・教育振興費・学校施設整備費）は2億1,384万円、中学校（6校）の運営等に係る経費（学校管理費・教育振興費・学校施設整備費）は1億2,436万円となっています。

令和元年度の1校当たりの運営等に係る経費については、小学校で年間1,782万円、中学校では年間2,073万円となっております。

なお、経費の中には、スクールバス購入費や通学支援・施設整備に係る経費等も含まれています。

その他の経費として支出している中では、事務職員、給食調理員、県派遣主事などの人件費や私立高等学校への運営費補助金、私立幼稚園就園奨励費、また、公民館や図書館、文化施設、学校給食共同調理場等に係る経費が主なものです。

なお、県費負担となっている教員や事務職員の人件費については市の予算からの支出はありません。

(2) 再編統合による財政的影響

小・中学校の再編統合を実施することにより、市財政に与える影響としては、スクールバスやスクールタクシーの運行経費など、通学支援に係る経費が増加することになります。

また、再編統合により、学校名等を変更する場合には、校歌、校章等を新たに制定する経費が必要となります。

経費の節減として考えられるものは、市費で配置している臨時の事務職員などの人件費や学校施設の維持管理経費等です。

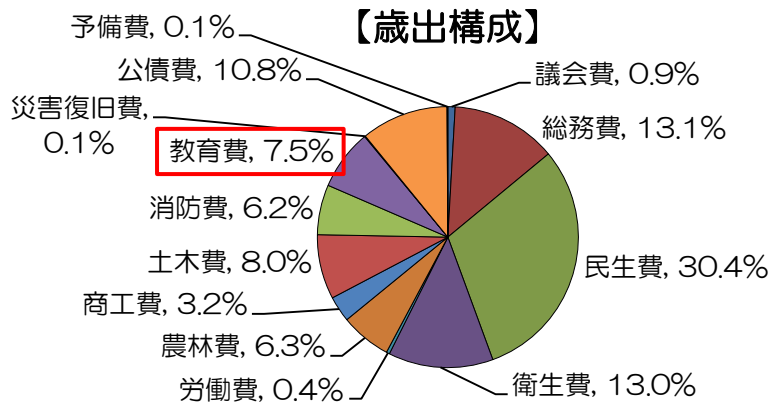
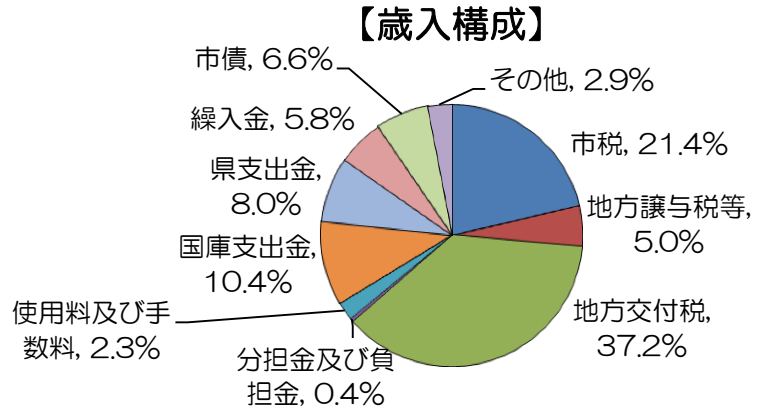
学校が閉校となることで、市の行政効率が高まる反面、学校が閉校となる地域においては、子どもたちの姿が見えにくくなり、教職員もいなくなり、地域住民にとっても、その拠り所が失われることで、地域の元気や活力が衰退することが危惧されます。

また、学校の維持管理、運営等に関して経費等の支出が減ることは、経済面においても地域の疲弊が進むことが考えられます。

学校の再編統合は、子どもたちのよりよい教育環境を維持していくため、やむを得ないことではありますが、適正規模・適正配置を契機に、地域との協働体制づくりや新たなコミュニティ形成が円滑に行われるよう特段の配慮を行っていくことが重要です。

○ 令和元年度一般会計予算の内訳

歳入歳出予算額：158億5,465万円



○ 教育費の年次的推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
一般会計	15,836,000	15,838,000	16,860,000	16,540,000	15,854,653
教育費	1,710,340	1,360,415	2,555,817	1,275,990	1,183,442
(一般会計に占める割合)	(10.8%)	(8.6%)	(15.2%)	(7.7%)	(7.5%)
小学校費	468,213	352,086	1,527,201	250,174	213,835
中学校費	296,360	127,549	100,605	130,342	124,359
その他	945,767	880,780	928,011	895,474	845,248

※H29までは、ジオパーク推進事業費が教育費に含まれています。

6 美祢市が目指している教育

(1) 基本理念

本市の教育の基本的な考え方と目指すべき姿を示す基本理念とし、「ひとが育つ ひとが輝く 教育の美祢」を掲げ、豊かな自然と歴史・文化を持っている、ふるさと美祢において、学校・家庭・地域の連携のもと、自ら力を付け、21世紀を生き抜くことができる人材を育てるとともに、生涯にわたり、お互いが力強く、いきいきと輝く人づくりを目指しています。

ひとが育つ ひとが輝く 教育の美祢

～地域が輝き 子どもの笑い声が響く

「誇れる郷土・秋吉台のまち」～

— ひとが育つ —

基本目標1 生きる力を高め、将来を担う人づくり

— ひとが輝く —

基本目標2 生涯にわたり、豊かなつながりを育む地域づくり

美祢市は中山間地域にあって人口規模も大きくはありませんが、子どもたちが地域に深く根を下ろして、しっかり学ぶことで、未来に向かって大きく羽ばたく力を身につけることができるはずです。

どのような環境にあっても、ふるさと美祢を誇りに思い、高い志を持って、世界を舞台に新たなことに挑戦し続ける心身ともにたくましい子どもを育てることを美祢市教育は目指しています。

(2) 美祢市の学校の特徴

ア 小規模校・複式指導の現状

近年、社会性や規範意識の低下など学校を取りまく環境が急速に変化し、いじめや不登校の増加など学校が抱える課題も複雑化・多様化しています。これらの課題に的確に対応していくためには、学校の運営組織体制や指導体制の改善・充実を図り、組織としての教育力や課題解決力等のいわゆる「学校の総合力」を高め、学校運営の質の向上を図ることで、活力ある学校づくりを推進していくことが求められています。

本市には、小規模校が多くありますが、それぞれの学校が地域社会と深いつながりを持ち、地域に支えられ、特色ある教育活動を行っています。

地域住民が教育における学校の重要性を認識し、学校教育に大きな期待を寄せているところでもあります。そのような期待に応えるべく、教職員が地域の一員として、地域活動に積極的に参加するなど地域との交流、連携を深めています。

しかし、本市の多くの学校では、1校あたりの教職員数が都市部の学校に比べて少ないために、教職員一人ひとりの負担が大きく、各学校の組織力や課題解決力等において差が生じやすく、また、校内における教職員同士の切磋琢磨による資質能力の向上の機会に恵まれにくいという課題もあります。

そうした状況の中で、今後とも、学校間・校種間の連携や交流を一層推進し、教職員の資質向上を図り、各学校の総合力を高め、美祢市全体の教育水準を向上させていくことが必要です。

【学級編制基準（複式学級）】

■小学校

複式学級	(2つの学年の計) 16人以下
1学年を含む場合	8人以下

■中学校

複式学級	(2つの学年の計) 8人以下
------	-------------------

※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」

【複式指導の課題】

複式学級は、2つ以上の学年で1つの学級が編成され、1時限のうち、担任が一方の学年の指導（直接指導）をしている時に、もう一方の学年は自分たちで学習を進めていく（間接指導）必要があります。

このため、自主的な学習態度が身に付く一方で、両方の学年に時間を配分せざるを得ないことから、教員が複式指導に関する経験や力量を有していないと、両方の学年に十分な目配りをすることができず、ひいては子どもたち一人ひとりにきめ細かな指導を行うことが難しくなるという課題があります。

イ 学習指導に関する課題

小規模校では、少人数であることを生かし、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学習を進めることができ、丁寧な指導が可能となる反面、多様な意見や考えにふれる機会や切磋琢磨する機会が少ないなど、学習意欲を高めることが難しい傾向もみられます。

教職員は学習環境を充実したり、学ぶことの楽しさや喜びを実感させる授業づくりに努めたりすることで、一人ひとりの学力を高めていく指導を工夫しています。

■学習指導面

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> □ 児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育を進めやすい。 □ 教員との関係が緊密であることから、児童・生徒一人ひとりに対する教育的効果が大きい。 □ 複式学級では、間接指導により自分たちで学ぶ習慣を身に付けさせやすい。 □ 発表の機会や活動の場面を多く取り入れることができ、多様な表現力を身に付けやすい。 □ じっくり落ち着いて考えさせることができ、考える力を身に付けさせやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仲間同士で学力差が顕在化し、学習意欲の減退につながることもある。 ■ 仲間同士の切磋琢磨や競い合いの機会が少ないので、学習に対する向上心を育むことが難しい。 ■ 変則複式※では他の学級との学習における関わり合いが少ない。極端に人数の少ない学級では教員との関わり合いばかりになるなど、学習が単調になりがちになる。 ■ 様々な考えや意見を出し合い、互いに学び合う活動が展開しにくい。 ■ 転出入があたっときにカリキュラム上の対応が難しい。

※ 変則複式

完全複式のように「1・2年学級」「3・4年学級」「5・6年学級」ではなく、例えば2年生がいないことにより、「1・3年学級」とか、あるいは少人数過ぎて「2・3・4年学級」とか、1年生と6先生だけが単式で「2・3年学級」「4・5年学級」といった完全複式でない形のものをいう。

ウ 生徒指導に関する課題

小規模校では、児童・生徒一人ひとりの実態を把握しやすいので、個性を伸ばし、内面の変化などにも対応しやすいといった利点があります。

その反面、人間関係の固定化や大きな集団で学ぶ機会の少なさから、社会性の育成が難しいという指摘があります。

児童・生徒の成長を長期的に考えたときに、自立した生活を送るために必要な経験をさせ、その経験を通して身に付けさせておきたい能力を培うように努めることが大切です。

そのためには、「自分に自信が持てる」、「目標を持って生活できる」など、日々の生活が充実するよう指導することが必要です。

■生徒指導面

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> □ 児童・生徒一人ひとりの特性を把握しやすく、個性を伸ばす指導を進めやすい。 □ 児童・生徒の心の変化に気づきやすいため、素早く対応することができる。 □ 異学年・異年齢間の教育活動が多く、人間関係を深めやすい。 □ 仲間意識が強く、絆の強い集団を形成しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 固定化した人間関係を改善することが難しい。 ■ 教員と児童・生徒の関係が常に近いいため、なれ合いの関係になりがちである。 ■ 幅広い人間関係を築きにくく、集団生活における協調性や連帯性、社会性を育む機会が少ない。 ■ 小規模校の小学校から大規模校の中学校に入学する際の「中1ギャップ」が心配される。

エ 教科外活動に関する課題

小規模校では、児童・生徒が少人数であるため、行事等での移動や予定外の変化への対応等を素早く行うことができます。

地域の学校という意識が強いことを生かし、地域に根ざした教育を進めやすいといえます。地域の教育素材を有効に活用し、地域社会と一体となった活動を積極的に取り入れていくことができます。

その反面、運動会や文化祭等の行事や、中学校の部活動の運営が難しくなっています。

■教科外活動面

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> □ 学校行事などで児童・生徒が活躍する場を多く設定できる。 □ 自治活動やボランティア活動など児童・生徒の思いを反映した活動を仕組みやすい。 □ 校外での活動を仕組みやすく、人数が少ないので、受け入れ先への負担も少ない。 □ 地域の人と関わり合う機会が多いので、世代間の交流を行いやすい。その際に地域のよさや伝統について学ぶことができる。 □ 異学年で学ぶことが多いので、低学年の子どもたちの成長が早い。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校行事では、地域の行事と兼ねたり、小・中学校合同で行ったりするなど発達段階に応じて子どもの活躍の場を設けるよう、運営を工夫する必要がある。 ■ 交通の便がよくない、移動時間が長いなど、校外活動において移動に係る保護者の経済的負担が大きい。 ■ 中学校では部活動の運営が困難になりがちで、選択肢も少ないので、生徒の希望や適性に応じることが難しい。 ■ 学校を離れると友達と遊ぶ機会をつくるのが難しい。

□ 地域の教育力を活かした活動を進めやすい。	
------------------------	--

オ 学校運営面に関する課題

小規模校では、教職員の少なさから、教職員で連携や共通理解を図り、指導しやすい反面、校務分掌等の負担が大きいことが懸念されます。特に、小学校の複式学級においては、複数学年の教材研究や異学年を並行して指導する技術が必要であることから、十分な研修機会の確保が望まれます。

■学校運営面

現 状	課 題
□ 児童・生徒の個性や課題に応じて教職員が共通理解を図りながら学級運営や学校運営を進めやすい。	■ 出張の際、学校に残る教職員が少ないため、授業などへの対応が難しい

カ 部活動に関する課題

本市における中学校部活動は、生徒数の減少に伴い、軟式野球部など学校での単独のチーム編成が困難になり、他校との合同チームを編成せざるを得ないことや、運動部に比べて文化部の種類が少なく、入りたい部がない、選択肢が少ない、また、生徒数の減少で休部や廃部になる部がでるなどの問題もあります。

■部活動面

現 状	課 題
□ 個人競技の部活動においては、出場の機会や活躍の場が得られやすい。	■ 少人数のため、子どもたちの興味や関心に対応できるよう多様な部活動を用意することが難しい。

(3) 今後の教育への取組

本市においては、前述のように、小規模で複式学級を持つ学校が多く、そのよさが認められる一方で、多くの課題もあり、子どもたちにとって望ましい教育環境を、引き続き、早急に整備することが求められているところです。

学校の再編統合もその一つの方策ですが、それにとどまらず、学校間連携や地域との連携など、学校運営の新しい仕組みを取り入れることも重要です。

とりわけ、再編統合について保護者や地域の方々の同意が得られず、小規模校であっても地域に学校が存続することを望まれる場合には、小・小学校間の恒常的な交流学習の機会の拡大や、小・中学校連携教育の一層の推進、場合によっては小中一貫教育の導入など、さまざまな方法により小規模校の課題克服に努め、子どもたちが市内どこの学校にいても同等の学校教育を享受できるよう努めることが肝要です。

多くの小規模校を抱える本市では、今後、次のような取組を積極的に推進していくこととします。

ア 小・小学校連携の推進（交流学習の拡大・充実等）

子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を兼ね備えた、いわゆる「生きる力」を育むためには、個々の学校を超えて、複数の学校の子どもたちが一緒になって学習や生活を共にする交流学習を拡大していくことが必要です。

同年代の子どもたちが学習はもちろん、学校行事や給食、遊び等を一緒に行う機会を計画的に設定することを通して、学力の向上やコミュニケーション能力等を育むことも求められています。

そのため、次のような取組を行うこととします。

- ① 児童の交流
 - ・複数校の児童が一緒に授業を受ける交流学習の充実
 - ・特別活動、講演会、学校行事の合同実施
- ② 教職員の交流
 - ・複式校の教員による学習内容、指導方法等の共有
- ③ その他
 - ・市マイクロバスの無料送迎の活用
 - ・スクールバスの有効利用

イ 小・中学校連携の推進（小中連携教育・小中一貫教育）

子どもたちが思春期に入り、学習内容がレベルアップする中学校においては、環境の変化とともに、小学校に比べて授業理解度の低下や問題行動の増加などが生じることで、いわゆる「中1ギャップ」と言われる問題が指摘されるようになります。

そのため、今後、小・小学校間の「横のつながり」に加え、中学校生活への滑らかな接続や、その後の進路実現に向けた積極的な意欲や態度を育むためにも、小・中学校間の「縦のつながり」も大切になります。

子どもたちに対して、学習と生活の両面にわたり、小・中学校9年間を見通した効果的な指導を行い、自立的に生きる力を培うことが必要となっています。

小・中学校が、それぞれ教育課程の工夫を図るとともに、小・中学校の9年間を通した発達や学びを保証する小・中学校の連携が、今後ますます重要となっています。

また、小・中学校の連携から一步踏み込んだ「小中一貫校」、さらには「義務教育学校」についても、将来的な設置を視野に入れて、積極的な調査・研究を行っていきます。

そこで、次のような取組を一層強化することとします。

- ① 児童・生徒の交流
 - ・中学校区ごとの交流学習（終日・長期）の実施
 - ・学校行事等の合同実施や相互参加
 - ・小学校6年生の中学校体験
 - ・小・中学生合同の地域行事への参加
- ② 教職員の交流
 - ・中学校区ごとの小・中学校合同研修会
 - ・中学校サマースクールへの小学校教員の参加、合同研修会
 - ・小・中学校教員相互の授業参観・授業研究、合同研修会
 - ・他校種における授業、出前授業
- ③ その他
 - ・小・中学校が一体となったコミュニティスクール※づくり
 - ・「小中一貫校」や「義務教育学校」の設置を視野に入れ、教育カリキュラムモデルや環境整備等諸課題についての調査・研究

※ コミュニティスクール

学校運営協議会が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、学校運営に参画できる学校のこと。

ウ コミュニティスクール及び地域教育ネットの推進

(ア) コミュニティスクールの推進

小規模校の多い本市の特色として、学校と地域とのつながりが深く、学校が地域のコミュニティセンターとしての役割を担っています。

その成果として、次のことがあげられます。

- 学校運営方針や教育活動に対する学校と地域の理解が深まり、学校運営や子どもの育成について、積極的な評価や提言があること。
- 学校と地域との理解と協力が得られやすいこと。
- 学習支援ボランティアや読書ボランティアの活動が活発となることやPTA活動の活性化が図られること。

(イ) 地域協育ネットの推進

子どもたちの健全な育成のため、学校・家庭・地域が相互に協力し、地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する仕組みとして、「地域協育ネット」を組織し、その輪を広げていきます。

子どもたちの幼児期から15年間の育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する教育支援体制の充実を図るため、中学校区をひとまとまりにした仕組みづくりを推進します。

そのことで、期待される効果として、次のことが考えられます。

- 子どもにとって、地域の人との交流が拡がり、コミュニケーション能力が向上する。
- 学校にとって、地域の教育資源を活かした活動が広がる。
- 家庭や地域にとっての安全・安心づくりと児童・生徒の安全確保が図られる。

※ 地域協育ネット

子どもたちの幼児期から15年間の育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する教育支援体制の充実を図るため、概ね中学校区をひとまとまりとした仕組みづくり。

なお、地域協育ネットについては、次のことが必要になります。

- 学校・家庭・地域の連携に向けた体制づくりを推進するとともに、対象地域の拡大を図る。
- ボランティアの育成による教育支援活動の充実を図る。
- 地域の方々の参画により学校運営の充実を図る。

7 適正規模・適正配置に関する基本的考え方

(1) 適正規模に関する検討

ア 適正規模の考え方

(ア) 1校あたりの適正な学級数

学校の規模については、「学校教育法施行規則」第41条及び第79条において、小・中学校とも12学級以上18学級以下を標準としながら、地域の実態その他により特別な事情がある場合はこの限りではないと定められています。

なお、ここでいう学級は特別支援学級を含まない通常の学級をいいます。

●学校規模の分類

小・中学校は令和元年5月1日現在

学校規模	過少規模	小規模校	適正規模	大規模	過大規模
通常学級数	1～5	6～11	12～18	19～30	31以上
本市	小学校	5校	6校	1校	
	中学校	5校	1校		

このように、学校の適正規模は小・中学校とも12学級から18学級と示されていますが、具体的には、小学校では1学年が2から3学級、中学校では1学年が4から6学級ということになります。この適正規模に該当する学校は、本市では小学校1校しかありません。

1学年に複数学級があることは、児童・生徒にとって、互いに切磋琢磨することができたり、たくさんの友達ができたりして、大変望ましいことです。

しかしながら、中山間地域にある本市では小規模校が多く、それも広い地域に分散しているため、国の基準どおりに適正規模の学校に再編統合することは現実的に困難であり、それよりも本市の実態に応じた適正な学級規模について検討していくことが必要となります。

【参考】

山口県で標準となっている35人学級を上限として考えた場合、1学年2学級以上の規模の学校を基準にすることになれば、美祢地域は小学校1校、美東・秋芳地域では学校がなくなる可能性が高くなります。

1学年1学級から2学級規模の学校を基準にすることになれば、小学校の場合は、美祢地域で2校、美東地域で1校、秋芳地域で1校になり、中学校の場合は、美祢地域で1校、美東・秋芳地域で1校になるのではないかと考えられます。

このように、小・中学校ともに複数学級が確保できることを基準とすれば、地域によっては学校がなくなることも想定されます。

このことから、全ての学校で1学年の学級数を複数学級規模にすることは、本市では現実的に困難であると考えられます。

(イ) 小・中学校の適正規模の考え方

小学校については、適正規模の学校にすることは、児童の発達にとって望ましい教育環境づくりが進む一方、通学などの負担が増え、地域の子どもを地域の教育力を活用して育てることが難しくなります。

しかしながら、子どもの能力をさらに伸ばすためには、なるべく複式学級を減らして、1つの学級内に複数学年の子どもがいない、いわゆる単式学級を確保していくことが必要であると考えられます。

中学校については、子どもの発達段階を考えると、小学校より広い通学区から生徒を通学させることは可能であり、教育効果を高めるためには、1学年に複数学級が設けられる方向で再編統合を進めることが望ましいところです。

しかしながら、多くの地域から学校がなくなることになれば、学校と地域の結びつきが稀薄になり、地域の方々とともにさまざまな教育活動を展開し、生徒の資質・能力を高めることが難しくなり、また、生徒の通学時間や通学距離も大きな負担になることも考えられますので、現実的には困難であると思われます。

実際には、1学年に複数学級があることが望ましいことから、その方向を目指しながらも、学校の地域的な配置状況など、さまざまな条件を勘案しながら、段階を追って対応していくことが妥当であると判断するものです。

イ 1学級あたりの適正な児童・生徒数

(ア) 望ましい学級定員

1学級の児童・生徒の基準については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の標準に関する法律第3条第2項において、40人（小学校1年生は35人）が標準とされていますが、山口県を含めた多くの県で35人（上限）を標準としています。

このように、山口県の基準では1学級あたり35人を上限としていますが、学力向上にとって、適正な児童・生徒数はどの位の規模がよいかについては、次のことも一つの事例として検討します。

【参考】

国立教育政策研究所が行った調査において、教科の特性はあるものの、20人以下の学級規模が望ましいという結果が出ています。

また、実際に山口県では、少人数指導加算（英語・数学・理科）として教員を1人追加配置して、学級を2つに分けて17人以下で指導することも行っており、少ない人数で指導する方が、学習効果があがり、学力向上のためには望ましいと考えられています。

学級あたりの人数については、国立教育政策研究所の調査では、20人以下が望ましいとの結果が出ています。

実際に市内の学校の授業を参観してみても、1学級20人程度の学級規模であるほうが、子ども一人ひとりに目配りができるとともに、子ども同士がともに学び合うことも可能な適切な人数であるように思われます。

そのような観点から、学校規模を考えることも必要です。すなわち、1つの学校で、学級数があまりにも多くなり、大規模校化しますと、1つの学級の児童・生徒は、国や県で定められている学級の人数の上限に近づく傾向にありますので、本市においては、広い地域に小規模校が点在しているという地域性を考慮し、小学校の場合、複式学級化が回避され、単式学級が確保できる程度の学級規模が適切であると考えます。

(2) 適正配置に関する検討

ア 適正配置についての検討事項

(ア) 学校と地域の関係

本市の学校は小規模校が多いため、児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域住民の様々なふれあいの場としても活用され、地域活動を行う拠点施設という役割も担っています。

学校という施設で児童・生徒と地域住民との交流を図ることにより、地域に対する愛着や誇りの形成につながり、普段の教科学習や総合的な学習の時間にも生かされています。

このように、学校は地域の核となる施設でもあり、適正配置の検討にあたっては、その機能を十分に発揮できるよう配慮することが望ましいと考えます。

(イ) 適正な通学距離

通学距離の定義は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号（昭和33年政令第189号）（以下、「施行令」という。）において、通学距離が小学校で概ね4km以内、中学校で概ね6km以内とされています。

また、再編統合を行う場合、本市のように広い面積の中山間部に集落が点在しているという地理的条件の中、当然、通学距離の延びる地域（遠距離）が考えられますが、基本的には施行令を基準としつつ、児童・生徒の安全確保を図りながら、通学方法を検討することが必要です。

- 小学校にあっては概ね4km以内
- 中学校にあっては概ね6km以内（中学校は、自転車通学含む。）
- 公共交通機関を利用した場合は、小学校・中学校で概ね10km以内

(ウ) 通学手段の確保と安全対策

美祢市小中学校児童生徒に対する通学支援に関する条例に基づき、スクールバス又はスクールタクシーによる支援、公共交通機関利用の場合の距離基準を超えた乗車運賃額の支給などを行い、通学手段と安全を確保します。

イ 通学区域に関する検討

(ア) 通学区域の変更

通学区域の変更は、検討する対象校とその隣接校の学校規模の平準化を図る手法であり、小規模校と大規模校が隣接している場合に有効であるとされています。

通学区域を他校の通学区域に変更することは、本市のほとんどが小規模校であるため、通学区域を変更することは現実的ではないと考えます。

したがって、本市では小規模校が複数隣接していることから、基本的に、統合先の学校を決定し、既存の学校施設を使用して、再編統合を検討していくこととします。

(イ) 就学指定校制度

通学区域については、美祢市立小中学校の通学区域に関する規則において、通学時間・通学距離、道路や河川等の地理的条件や地域の長い歴史的経緯や住民感情など地域の実態に十分考慮して定めており、就学する学校は住所地によって決まっています。

(ウ) 校区外通学

転居や家庭の事情、教育的配慮などの理由により、他の指定区域の小・中学校への就学を希望する場合で、教育委員会が特に認めた場合は、その指定した学校を変更することができます。

(工) 学校選択制

教育委員会が就学校を指定する場合、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取し、保護者の意見を踏まえて、教育委員会が就学校を指定する学校選択制という制度があります。

ただし、本市では就学指定校制度を採用しており、校区外通学の弾力的な運用も認めていることから、学校選択制を導入する計画はありません。

【参 考】 学校選択制の形態（学校教育法施行規則第32条第1項）

自由選択制	市区町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	市区町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域居住する児童・生徒について、学校選択を認めるもの

ウ 適正配置の考え方

学校の適正配置にあたっては、小・中学校がこれまで地域の中で果たしてきた役割や、学校が置かれている地理的条件、地域的なまとまり、地域のバランスなどに十分配慮し、慎重に検討することが望ましいところです。

今後の児童・生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化による現状と課題などについて、保護者や地域住民と十分に協議し、それぞれの意向を踏まえながら、進めていくことが求められるとともに、児童・生徒の通学の負担がなるべく少なくなるよう配慮し、登下校の安全の確保と遠距離通学者の送迎用スクールバス・タクシー等による通学支援についても検討することが必要となります。

また、本市の学校施設は、災害時の避難場所としての防災拠点、地域コミュニティの場でもあることから、これらのことについても考慮する必要があります。

8 適正規模・適正配置に関するまとめ

(1) 適正規模・適正配置の方向性

以上のことから、美祢市の小・中学校の再編統合については、小学校については、全ての学年を1学年に複数の学級を有する学校規模にすることは、現実的に困難であるとしても、できるだけ複式学級が解消され、単式学級が確保できるよう努めることとします。

また、中学校については、1学年に複数の学級があることが望ましいことから、それを目指しながらも、地域によっては、当面は1学年1学級であることも許容しながら、今後、段階をおって再編統合を検討していくこととします。

ただし、それぞれの学校が置かれている地理的条件・歴史的経緯、地域的なまとまり、学校配置の地理的バランスなども十分考慮して学校の再編統合を進めていくこととします。

従って、美祢市小・中学校の再編統合については、第一次基本方針を踏まえ、次のような方針に基づいて取り組むこととします。

- 1 小学校においては、小規模校のよさを生かしつつ、「複式学級の解消を原則として、適正規模・適正配置を検討する」こととする。
- 2 中学校においては、一つの学年に複数の学級があることが望ましいという方向を示しつつ、「生徒にとって望ましい通学距離・通学時間と安全確保、地域のまとまり、学校の歴史等を考慮して適正規模・適正配置を検討する」こととする。

ただし、次のことに留意する。

- 1 小学校においては、実際に再編統合を行う場合は、保護者、地域住民の要望や意向を十分尊重して行うことを前提とする。
- 2 中学校においては、実際に再編統合を行う場合は、保護者、地域住民の要望や意向を確認し、最大限尊重するが、よりよい学習環境整備を最優先課題として取り組むことを前提とする。

(2) 魅力と活力ある学校の創造

学校は、時代を担う子どもたちが楽しく学び、豊かな人間関係を築いていく場であるとともに、地域コミュニティの核としても重要な役割を担っています。

そのため、学校の再編整備にあたっては、問題点を多面的・多角的に検討するとともに、できるかぎり行政指導で一面的に行うのではなく、地域の方々、とりわけ保護者の意向を尊重しながら進めていくことが求められています。

また、学校の再編整備にあたっては、子どもたちのよりよい学習環境を提供することを目的とするとともに、子どもたちの学習環境に大きな格差が生じないようにすることも大切です。

美祢市の小・中学校の適正規模・適正配置の問題は、小規模化した学校の単なる統廃合の問題ではなく、学校教育の再構築、時代の進展に対応した魅力と活力に満ちた新しい学校の創造を目指すものであり、今後、長期的な計画の下に、その実現に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

本基本方針に基づき、学校、家庭、地域社会、そして行政が連携・協働しながら、21世紀をたくましく生きていくことができる美祢市の子どもたちの育成に努めてまいります。

第2章

適正規模・適正配置の具体的方策

1 教育委員会の方針

本市の小・中学校のほとんどが小規模校であるため、学校の再編統合は速やかに取り組まなければならない課題であると同時に、保護者や地域にとっても避けて通れない現実的な問題であると考えています。

このため、教育委員会として、第一次基本方針に引き続き、第二次基本方針を策定することにより、学校の再編統合について基本的な考え方と具体的な方策を示すこととしたところです。

教育委員会では、今後、第二次基本方針に基づいて、再編統合の検討対象校としている学校の保護者や地域の方々に対して、地域説明会を開催します。

この説明会を開催することによって、保護者や地域の方々に学校の再編統合に取り組む必要性について理解いただき、小学校の再編統合については、行政主導ではなく、保護者や地域の意向に十分配慮しながら進めていきます。

しかしながら、中学校の再編統合については、保護者や地域の意向を十分把握した上で、生徒のよりよい学習環境を整備することを最優先課題として取り組んでいきます。

実際に再編統合を行う場合、統合後の学校は、新しい学校としてスタートすることから、施設・設備の改修など、より充実した教育環境の整備に努め、児童・生徒の学校生活や学習の場として、魅力と活力ある学校づくりに取り組みます。

ただし、再編統合について保護者や地域の方々の同意が得られず、小規模校であっても地域の学校の存続を望まれる場合には、小・小学校間の恒常的な交流学習の推進や、小中連携教育の拡充、小中一貫教育の導入など、さまざまな方法により小規模校の課題克服に努め、学校教育の質の向上に努めます。

なお、統合の検討対象校や統合後の学校位置については、地域のまとまりなど、地域の実情等にも十分配慮していく必要があります。保護者や地域の方々の要望によっては、必ずしもシミュレーションどおりに学校の再編統合を進めていくものではないことも付記しておきます。

2 再編統合の検討対象校

以下、適正規模・適正配置の基本方針の考え方に基づいて、小・中学校の再編統合の具体的方策について検討・提示することとします。

美祢市小・中学校の再編統合計画（案）

【小 学 校】			【中 学 校】		
	現在の学校	統合後の学校		現在の学校	統合後の学校
美祢地域	伊佐小学校	伊佐小学校	美祢地域	伊佐中学校	伊佐中学校
	厚保小学校	厚保小学校		厚保中学校 大嶺中学校 於福中学校	大嶺中学校
	大嶺小学校 重安小学校 麦川小学校	大嶺小学校			
	於福小学校	於福小学校			
	豊田前小学校	豊田前小学校			
美東地域	大田小学校 綾木小学校	大田小学校	美東地域	美東中学校	美東中学校
	淳美小学校	淳美小学校			
秋芳地域	秋吉小学校	秋吉小学校	秋芳地域	秋芳中学校	秋芳中学校
	秋芳桂花小学校	秋芳桂花小学校			

(1) 小学校の再編統合シミュレーション

ア 伊佐小学校（伊佐地域）

伊佐小学校の児童数は、令和元年度が87人で、令和6年度には87人となる見込みで学級数は6学級を確保でき、複式学級とはなりません。

また、堀越・上野・河原地区の3つの小学校を伊佐小学校へ統合したことで伊佐地域には小学校が1校しかないことから、当面、単独校として存続させることとします。

学校位置

児童数や地域性を考慮し、現在の位置に存続させることとします。

○児童数・学級数の状況

学校名	保有		令和6年推計														
	教室数		児童数							学級数							
	普 通	特 別	1 年 年	2 年 年	3 年 年	4 年 年	5 年 年	6 年 年	計	1 年 年	2 年 年	3 年 年	4 年 年	5 年 年	6 年 年	複 式	計
伊佐小	10	6	19	10	15	16	16	11	87	1	1	1	1	1	1		6

○最遠距離通学の距離

	現 行
伊佐小学校	7.5km（根越）

今後の課題

1学年1学級しかいないため、小学校入学から卒業までの6年間、同じ仲間同士で過ごすことになり、固定的な人間関係が続くことにもなりかねません。

小中連携教育などに取り組むことで、小規模校のよさが発揮できるよう努める必要があります。

イ 厚保小学校（厚保地域）

厚保小学校の児童数は令和元年度が59人で、令和6年度には39人で4学級になると推計され、複式学級ができる見込みです。

しかしながら、東厚小学校、川東小学校が厚保小学校へ統合したことで厚保地域には小学校が1校しかないことから、当面、単独校として存続させることとします。

学校位置

児童数や地域性を考慮し、現在の位置に存続させることとします。

○児童数・学級数の状況

学校名	保有		令和6年推計														
	教室数		児童数							学級数							
	普通	特別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複	計
厚保小	6	5	7	8	3	7	6	8	39	1	↔	↔	↔	↔	1	2	4

○最遠距離通学の距離

	現 行
厚保小学校	9.0km（山ヶ峠）

今後の課題

1学年1学級しかないため、小学校入学から卒業までの6年間、同じ仲間同士で過ごすことになり、固定的な人間関係が続くことにもなりかねません。小小連携教育などに取り組むことで、小規模校のよさが発揮できるよう努める必要があります。

ウ 大嶺小・重安小・麦川小学校（大嶺地域）

3校の児童数は令和元年度が413人で、令和6年度には、重安小学校が9人で2学級、麦川小学校が10人で3学級、2校の児童数を合わせても19人で3学級と推計されるため、複式学級は解消されません。

従って、複式学級の解消を図るためには、地域性を考慮し、大嶺小学校を含めた3校による統合を検討することとします。3校の統合により、児童数278人で12学級となる見込みです。

学校位置

3校の中で最も児童数が多く、大嶺地域の中心地にある大嶺小学校を統合後の学校位置とします。

○児童数・学級数の状況

学校名	保有		令和6年推計														
	教室数		児童数							学級数							
	普通	特別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複	計
大嶺小	15	6	44	36	39	48	47	45	259	2	2	2	2	2	2		12
重安小	7	7	0	0	2	1	1	5	9			↔	↔	↔	↔	2	2
麦川小	5	5	0	2	2	1	3	2	10		↔	↔	↔	↔	1	2	3

○統合シミュレーション

	令和6年推計																
	児童数								学級数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複	計		
大嶺小・重安小・ 麦川小	44	38	43	50	51	52	278	2	2	2	2	2	2		12		

○最遠距離通学の距離

	現 行	統合校（大嶺小学校）
大嶺小学校	8.9km（三ツ杉）	—km（—）
重安小学校	4.2km（入見北）	6.6km（入見北）
麦川小学校	8.7km（平野）	13.8km（平野）

今後の課題

3校を統合する場合、通学区域が広範囲となり、マイクロバスの購入や送迎ルートの検討など、通学支援が課題となります。

工 於福小学校（於福地域）

於福小学校の児童数は、令和元年度が30人で4学級、令和6年度では7人減少の23人、学級数は3学級になると推計されるため、今後も複式学級が継続することになります。

ただし、他校と統合するには地域的なつながりや他校との距離的な問題もあり、当面、単独校として存続させることとします。

学校位置

地域性等を考慮し、当面は現在の位置に存続させることとします。

○児童数・学級数の状況

学校名	保有		令和6年推計														
	教室数		児童数							学級数							
	普 通	特 別	1 年 年	2 年 年	3 年 年	4 年 年	5 年 年	6 年 年	計	1 年 年	2 年 年	3 年 年	4 年 年	5 年 年	6 年 年	複	計
於福小	5	5	3	5	4	6	1	4	23	↔	↔	↔	↔	↔	↔	3	3

○最遠距離通学の距離

	現 行
於福小学校	7.9km（大明）

今後の課題

1学年1学級しかないため、小学校入学から卒業までの6年間、同じ仲間同士で過ごすことになり、固定的な人間関係が続くことにもなりかねません。小小連携教育などに取り組むことで、小規模校のよさが発揮できるよう努める必要があります。

才 豊田前小学校（豊田前地域）

豊田前小学校の児童数は、令和元年度が31人で、令和6年度は37人と推計され、児童数は6人増加しますが、学級数は4学級と見込まれるため、複式学級は解消されません。

しかしながら、他校と統合するには地域的なつながりや他校との距離的な問題もあり、当面、単独校として存続させることとします。

学校位置

地域性を考慮し、当面は現在の位置に存続させることとします。

○児童数・学級数の状況

学校名	保有		令和6年推計														
	教室数		児童数							学級数							
	普通	特別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複	計
豊田前小	6	5	9	5	10	5	1	7	37	1	↔	↔	↔	↔	1	2	4

○最遠距離通学の距離

	現 行
豊田前小学校	6.3km（10区）

今後の課題

1学年1学級しかないため、小学校入学から卒業までの6年間、同じ仲間同士で過ごすことになり、固定的な人間関係が続くことにもなりかねません。小・小連携教育などに取り組むことで、小規模校のよさが発揮できるよう努める必要があります。

カ 大田小・綾木小学校（赤郷地域・大田地域・綾木地域）

2校の児童数は、令和元年度が137人で、令和6年度は、綾木小学校が15人で3学級と推計されるため、複式学級は解消されません。

従って、大田小学校と綾木小学校の2校による統合を検討することになれば、児童数81人、6学級となる見込みであり、複式学級は解消されます。

学校位置

美東地域の中心地にある大田小学校を統合後の学校位置とします。

○児童数・学級数の状況

学校名	保有		令和6年推計														
	教室数		児童数							学級数							
	普通	特別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複	計
大田小	6	6	7	8	8	16	11	16	66	1	↔	↔	1	1	1	1	5
綾木小	5	6	2	2	2	3	2	4	15	↔	↔	↔	↔	↔	↔	3	3

○統合シミュレーション

	令和6年推計																
	児童数								学級数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複	計		
大田小・綾木小	9	10	10	19	13	20	81	1	1	1	1	1	1		6		

○最遠距離通学の距離

	現 行	統合校（大田小学校）
大田小学校	11.3km（山中）	—km（—）
綾木小学校	7.1km（大石）	9.1km（大石）

今後の課題

2校を統合する場合、通学区域が広範囲となり、マイクロバスの購入や送迎ルートを検討など、通学支援が課題となります。

キ 淳美小学校（真長田地域）

淳美小学校の児童数は令和元年度が73人で、令和6年度が40人となり、複式学級となる見込みです。

ただし他校と統合するには地域的なつながりや、他校との距離的な問題もあり、当面、単独校として存続させることとします。

学校位置

児童数や地域性を考慮し、現在の位置に存続させることとします。

○児童数・学級数の状況

学校名	保有		令和6年推計														
	教室数		児童数							学級数							
	普通	特別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複	計
淳美小	6	6	5	5	5	7	9	9	40	1	↔	↔	↔	↔	1	2	4

○最遠距離通学の距離

	現 行
淳美小学校	4.8km（町絵）

今後の課題

1学年1学級しかいないため、小学校入学から卒業までの6年間、同じ仲間同士で過ごすことになり、固定的な人間関係が続くことにもなりかねません。小中連携教育などに取り組むことで、小規模校のよさが発揮できるよう努める必要があります。

ク 秋吉小学校（岩永地域・秋吉地域）

児童数は令和元年度が70人で、令和6年度には、児童数60人、6学級となる見込みであり、複式学級とはなりません。

また、本郷小学校と下郷小学校が秋吉小学校に統合したこと、さらに他校と統合するには地域的なつながりや他校との距離的な問題もあり、当面、単独校として存続させることとします。

学校位置

児童数や地域性を考慮し、現在の位置に存続させることとします。

○児童数・学級数の状況

学校名	保有		令和6年推計														
	教室数		児童数							学級数							
	普通	特別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複	計
秋吉小	6	6	4	14	7	11	12	12	60	1	1	1	1	1	1		6

○最遠距離通学の距離

	現 行
秋吉小学校	9.1km（杓田）

今後の課題

1学年1学級しかいないため、小学校入学から卒業までの6年間、同じ仲間同士で過ごすことになり、固定的な人間関係が続くことにもなりかねません。小中連携教育などに取り組むことで、2小1中のよさが発揮できるよう努める必要があります。

ケ 秋芳桂花小学校（別府地域・嘉万地域）

児童数は令和元年度が57人で、令和6年度は児童数51人で5学級と推計されるため、複式学級となる見込みです。

ただし、平成30年度に嘉万小学校と別府小学校が統合し秋芳桂花小学校が開校したこと、他校と統合するには地域的なつながりや他校との距離的な問題もあり、当面、単独校として存続させることとします。

学校位置

児童数や地域性を考慮し、現在の位置に存続させることとします。

○児童数・学級数の状況

学校名	保有		令和6年推計														
	教室数		児童数							学級数							
	普 通	特 別	1 年 年	2 年 年	3 年 年	4 年 年	5 年 年	6 年 年	計	1 年 年	2 年 年	3 年 年	4 年 年	5 年 年	6 年 年	複 式	計
秋芳桂花小	6	5	8	6	9	11	9	8	51	1	↔		1	1	1	1	5

○最遠距離通学の距離

	現 行
秋芳桂花小学校	7.2km（栢木）

今後の課題

1学年1学級しかいないため、小学校入学から卒業までの6年間、同じ仲間同士で過ごすことになり、固定的な人間関係が続くことにもなりかねません。小中連携教育などに取り組むことで、2小1中のよさが発揮できるよう努める必要があります。

(2) 中学校の再編統合シミュレーション

ア 伊佐中学校（伊佐地域）

伊佐中学校の生徒数は、令和元年度が44人で、令和6年度では47人となる見込みです。

1学年に複数学級があることが望ましいところですが、各学年10人以上で推移することや、伊佐地域には中学校が1校しかなく、地域性を考慮して、当面、単独校として存続させることとします。

しかしながら、前述のとおり、複数学級となる見込みはないことから、後述の厚保・大嶺・於福地域の再編統合の検討の際には、再編統合の準対象校として検討を行うこととします。

学校位置

生徒数や地域性を考慮し、現在の位置に存続させることとします。

○生徒数・学級数の状況

学校名	保有		令和6年推計								
	教室数		生徒数				学級数				
	普通	特別	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	複	計
伊佐中	6	7	10	18	19	47	1	1	1		3

○最遠距離通学の距離

	現 行
伊佐中学校	7.4km（根越）

今後の課題

伊佐地域には伊佐中学校と伊佐小学校しかなく、両校がともに1学年1学級しかないため、小学校入学から中学校卒業までの9年間、同じ仲間同士で過ごすことになり、固定的な人間関係が続くことにもなりかねません。小中連携教育などに取り組むことで、1小1中のよさが発揮できるよう努める必要があります。

イ 厚保中・大嶺中・於福中学校（厚保・大嶺・於福地域）

3校の生徒数は令和元年度が312人で、令和6年度は、厚保中学校が29人で3学級、於福中学校が17人で3学級と推測され、1学年複数学級とはなりません。

従って、1学年複数学級にするためには、大嶺中学校を含めた3校による統合を検討することとします。3校の統合により、生徒数266人で9学級となり、1学年複数学級が確保できます。

なお、統合の検討にあたっては、伊佐中学校についても準対象校として、検討を進めていきます。

学校位置

大嶺中学校を除く2校は生徒数が少なく、一定の学校規模を確保するためには地域を越えて統合するとともに、美祢地域の中心地にある大嶺中学校を統合後の学校位置とします。

○生徒数・学級数の状況

学校名	保有		令和6年推計								
	教室数		生徒数				学級数				
	普通	特別	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	複	計
厚保中	3	7	11	6	12	29	1	1	1		3
大嶺中	9	7	86	62	72	220	3	2	3		8
於福中	3	6	8	5	4	17	1	1	1		3

○統合シミュレーション

学校名	令和6年推計									
	生徒数				学級数					
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	複	計	
厚保中・大嶺中・於福中	105	73	88	266	3	3	3		9	

○最遠距離通学の距離

	現 行	統合校（大嶺中学校）
厚保中学校	7.9km（長谷）	12.2km（梅香）
大嶺中学校	12.4km（平野）	—km（—）
於福中学校	8.1km（下田代）	12.8km（宗済）

今後の課題

3校の統合により、通学区域がかなり広範囲となるため、公共交通機関の利用やマイクロバスの購入、送迎ルートを検討など通学支援が課題となります。

ウ 美東中学校（美東地域）

美東中学校の生徒数は令和元年度が89人で、令和6年度の推計では104人となり、15人増える見込みです。

1学年に複数学級があることが望ましいところですが、美東中学校は、赤郷地区・大田地区・綾木地区・真長田地区の中学校を統合し、美東中学校とした経緯があり、美東地域には中学校が1校しかないため、地域性を考慮して、単独校として存続させることとします。

学校位置

生徒数や地域性を考慮し、現在の位置に存続させることとします。

○生徒数・学級数の状況

学校名	保有 教室数		令和6年推計								
			生徒数				学級数				
	普通	特別	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	複	計
美東中	6	8	34	29	41	104	1	1	2		4

○最遠距離通学の距離

	現 行
美東中学校	11.3km（山中）

今後の課題

現在、特に課題などはありません。

工 秋芳中学校（秋芳地域）

秋芳中学校の生徒数は令和元年度が64人で、令和6年度の推計では、生徒数59人、3学級が見込まれます。

1学年に複数学級があることが望ましいところですが、秋芳中学校は、秋芳南中学校と秋芳北中学校を統合し、秋芳中学校とした経緯があり、秋芳地域には中学校が1校しかいないため、地域性を考慮して、単独校として存続させることとします。

学校位置

生徒数や地域性を考慮し、現在の位置に存続させることとします。

○生徒数・学級数の状況

学校名	保有 教室数		令和6年推計								
			生徒数				学級数				
	普通	特別	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	複	計
秋芳中	5	8	18	23	18	59	1	1	1		3

○最遠距離通学の距離

	現 行
秋芳中学校	14.4km（栢木）

今後の課題

現在、特に課題などはありません。

第3章

今後のスケジュール

1 適正規模・適正配置に対する今後の取組

教育委員会としては、令和元年度で本基本方針を策定したところですが、今後は、以下のスケジュールに基づいて、保護者・地域の意向を尊重しながら、学校の再編整備・再編統合に取り組むこととします。

なお、その際、保護者や地域の方々の気運の盛り上がり、地域のまとまりなどを考慮しながら、早期に統合する必要がある学校を優先して進めることとします。

2 再編統合の計画

(1) 期間と実施時期

本基本方針の期間は、第二次美祢市総合計画や美祢市教育振興基本計画との整合性を確保するため、計画期間は令和6年度までの5年間を目標として、対象校の統合が実現するよう努めます。

令和6年度以降については、児童・生徒数の推移や保護者等の意向、地域のまとまりを基に、あらためて再編統合を検討してまいります。

(※児童生徒数の推計は、住民基本台帳の数値から、最長6年間まで可能です。)

(2) 基本方針の見直し

本基本方針は、学級編成の基準、補助事業の創設等、制度改正が行われることにより、計画の方針に影響を与えるなどの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

(3) 再編統合実施の流れ

ア 地域説明会の開催【教育委員会】

教育委員会は、地域説明会を開催し、小規模校の現状や課題、児童・生徒数、学級数の将来推計など、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について、保護者や地域の方々に対して説明します。

なお、小学校の再編統合は行政主導ではなく、保護者や地域の意向を十分配慮して進めていきます。

しかしながら、中学校の再編統合については、保護者や地域の意向を十分把握した上で、生徒のよりよい学習環境を整備することを最優先課題として取り組んでいきます。

イ 統合対象校のPTA・地域との協議【PTA・地域・教育委員会】

地域説明会を踏まえ、校区内の保護者、地域の方々が将来を見据えた学校教育や教育環境の在り方などについて協議し、統合の要・不要を含め、統合についての方向性を示していただきます。

その結果、保護者や地域がまとまり、賛同が得られれば、教育委員会に対して統合に関する要望書を提出していただきます。

ウ 学校統合に関する要望書の提出【PTA・区長名など】

PTAや地域から、学校統合に関する要望書を提出していただきます。

エ 統合校開校準備協議会(仮称)の設立【PTA・地域・学校・教育委員会】

要望書の提出後は、統合校の開校準備協議会(仮称)を設置し、保護者、地域の方々の意見・要望をお聞きしながら、統合に向けて準備を進めていきます。

3 再編統合についての留意事項

(1) 保護者・地域への周知

学校は地域住民にとって様々な地域行事や地域活動を行う際の拠点であるとともに、災害時の避難場所でもあることから、地域の核となる施設であると言えます。

このため、再編統合にあたっては、保護者や地域の方々に対して、本市の小規模校の現状や課題、児童・生徒数、学級数の将来推計などの資料提供とともに、子どもたちの教育環境がより充実したものとなるよう、その必要性などを十分に説明し、納得と同意が得られるよう努めます。

また、教育委員会としては、行政指導で一方的に再編統合を推し進めることのないよう慎重に対応してまいります。

(2) 児童・生徒の環境変化への対応

統合による環境の変化に対しては、児童・生徒の不安や動揺が最小限になるよう、事前に交流学习などを積極的に行い、新しい環境にスムーズに適応できるよう、児童・生徒の学習面や心理面に配慮した体制づくりに努めます。

また、統合後の不安を解消するため、教職員の配置についても十分配慮するよう、県教育委員会に対して働きかけを行います。

(3) 地域の特性や伝統の継承等

学校の統廃合が地域の衰退につながらないように配慮するとともに、再編された学校が各地域の特性や伝統を継承しつつ、新たな地域の核としての役割を担う施設となるよう学校運営の改善を図ります。

(4) 学校指定用品等

統合にあたって、新たに保護者の負担が生じないように、学校指定の体操服などは統合先の学校においても使用できるよう、統合校開校準備協議会(仮称)で具体的な内容を検討していきます。

(5) 校名等の変更

統合にあたって、校名の変更を必要とする場合は、学校の歴史や伝統にも十分配慮し、新しい学校に継承されるよう努めることとします。

また、新しい校名・校訓・校歌・校章等を決定する場合は、関係者と十分協議し、賛同が得られるよう配慮します。

(6) 学校給食センター化の推進

学校給食共同調理場については、学校に併設されている調理場が多く、また、老朽化が進んだ施設・設備も多いことから、学校の再編統合を検討する中で、児童・生徒数の推計を鑑みた調理場の集約化(学校給食センター化)を併せて検討していきます。

(7) 閉校後の校舎・跡地利用

学校の再編統合により閉校となる学校施設の活用は、将来的な市の財政負担についても考慮しながら、地域の要望を確認した上で検討を進めます。

なお、地域での活用が困難な場合は、政策調整プロジェクトチーム会議で協議するなど、関係部署と連携しながら、全庁的な立場で有効活用の方策について検討します。

4 結び

教育委員会としては、令和元年度で本基本方針を策定したところですが、本基本方針は前述のとおり、令和2年度から令和6年度までの5年間の方針であることから、令和7年度以降の再編統合については、記述していません。

しかしながら、児童・生徒数の減少傾向は確実に進んでいることから、児童・生徒が、お互いに切磋琢磨するためのよりよい教育環境を整備していくためには、継続した再編統合の検討は必要であり、加えて、人口減少が進む中、本市の財政状況はますます逼迫していくことが懸念されており、子どもたちの適切な教育環境を維持していくためにも、避けては通れない課題となっています。

そこで、さらに踏み込んだ議論の一助とするため、国が示す適正規模を考慮しながら、各地域の小・中学校を、小中一貫校や義務教育学校としていくという将来像を含め、学校のあり方の再構築についても、今後、議論していく必要があることをお示しし結びといたします。